

<修繕>

ウエルシティ市民プラザ水道・温水メーター取替修繕 仕様書

1	修繕名称	ウエルシティ市民プラザ水道・温水メーター取替修繕
2	施行場所	横須賀市西逸見町1-38-11 ウエルシティ市民プラザ
3	修繕物件	別紙特記仕様書のとおり
4	修繕内容	別紙特記仕様書のとおり
5	履行期間	契約の日から令和6年1月31日まで
6	特記事項	別紙特記仕様書のとおり
7	契約方法	総価による物件修繕請負契約
8	支払方法	1 部分払い:しない 2 修繕完了後、一括払い
9	施行監理	現場及び技術的事項を監理する責任者をおくこと。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	健康部健康総務課 土持 電話046-824-7561

<指示又は希望事項>

グリーン購入	仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で請負代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)
--------	---

## ウェルシティ市民プラザ水道・温水メーター取替修繕特記仕様書

### 1 目的

法定検定期間満了に伴う水道・温水メーターの取替を行い、メーター周辺の給水管の保温修繕を行う。

### 2 履行期間

契約日から令和6年1月31日まで

### 3 業務内容

- (1) 水道・温水メーターの取替 6カ所12台
- (2) メーター周辺の給水管の保温修繕
- (3) 器材等は、J I S規格または相当以上の品質のものを使用すること。
- (4) 交換後は、既設品を含め施工に伴い発生した不要な器材等は引き取ること。
- (5) 請負者は、交換修繕に必要なその他の材料は請負者負担で準備をすること。

### 4 検査

施行場所において請負者立ち会いのもと、当該契約の完了を確認するための検査を実施する。

### 5 報告

修繕完了後は完了届にて報告すること。

### 6 修繕内容

- (1) 地下1階中水（下水道）用水道メーター（施設用水槽室内）  
乾式直読式水道メーターネジユニオン型 50mm 1台
- (2) 6階水道・温水用メーター（プール・機械室内）  
電池電磁水道メーター出力付き 75mm 1台  
スパーサーTB用 J I S10K 75mm 1組  
パルス式温水メーター 80mm 1台  
パルス用隔測表示器 2個
- (3) 6階給水・温水用メーター（トレーニングルーム側トイレ前）  
乾式直読式水道メーター（エコ）ネジユニオン型 40mm 1台  
電池電磁水道メーター直読式フランジ型 50mm 1台

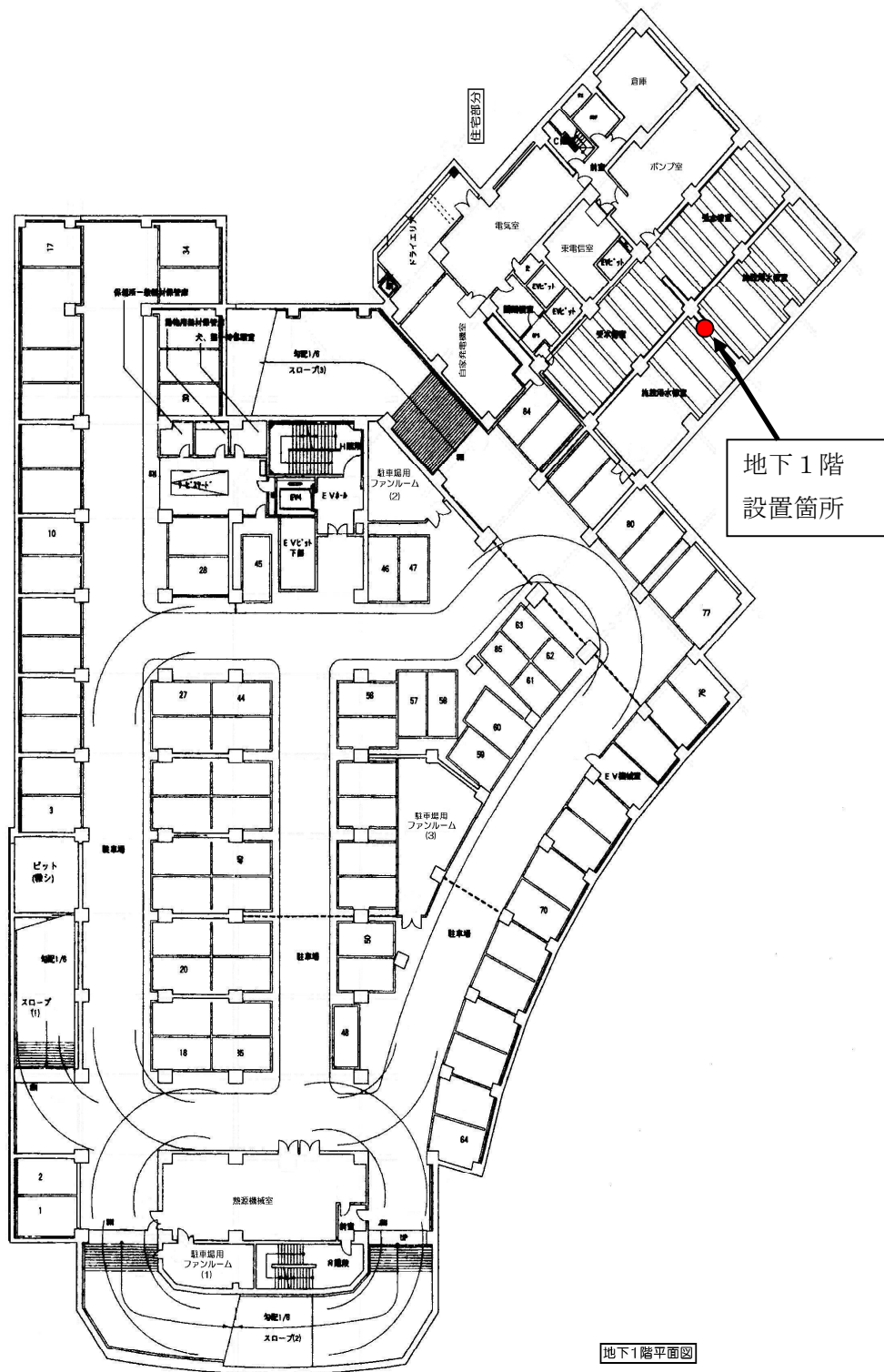
- スパーサーTB用 J I S 10K 50mm 1組
- 直読式温水メーター（エコ） 25mm 1台
- 直読式温水メーター（エコ） 20mm 1台
- (4) 6階水道・温水用メーター（女子更衣室内）
  - 電池電磁水道メーター直読式フランジ型 50mm 1台
  - スパーサーTB用 J I S 10K 50mm 1組
  - 電池電磁水道メーター直読式フランジ型 75mm 1台
  - スパーサーTB用 J I S 10K 75mm 1組
  - 直読式温水メーター（エコ）ネジユニオン型 25mm 1台
- (5) 屋上冷却塔用水道メーター
  - 乾式直読式水道メーター（エコ）ネジユニオン型 30mm 1台
- (6) 2階口腔衛生センター水道メーター
  - 乾式直読式水道メーター（エコ）ネジユニオン型 25mm 1台

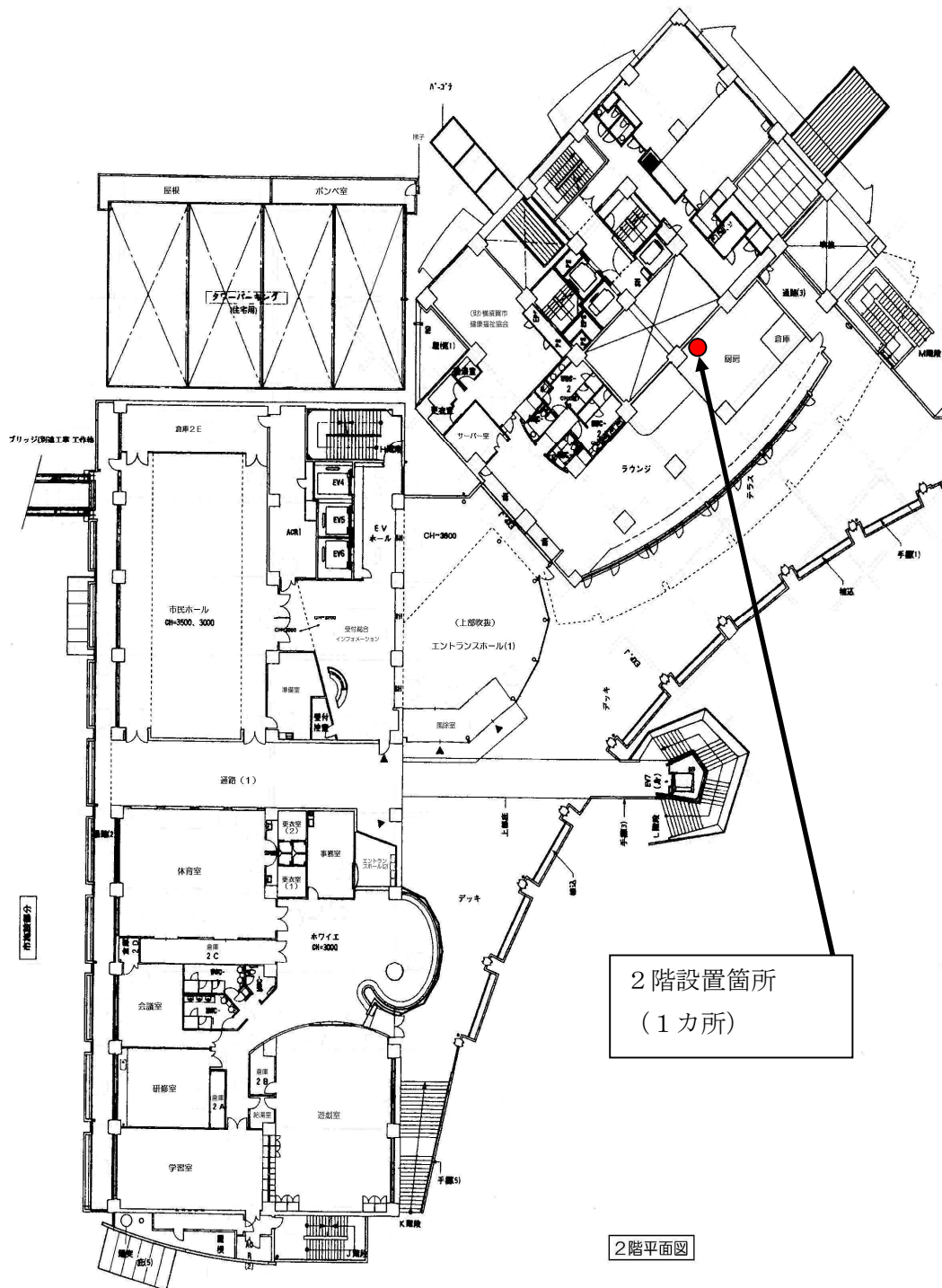
## 7 修繕日時

- (1) 次の箇所は、深夜（22時～翌8時）か、休館日（作業時間は要調整）に行うこと。
  - ア 6階プール・機械室内
  - イ 6階トレーニングルーム側トイレ前
  - ウ 6階女子更衣室内
- ※休館日：令和5年9月29日・30日及び年末年始（12月29日から1月3日）
- (2) 2階口腔衛生センターは、日中作業可能だが、利用者の状況に応じて作業日を事前に調整すること。
- (3) 屋上冷却塔は、日中作業可能だが、季節に応じて稼働の状況が変わるため、作業日を事前に調整すること。
- (4) 地下1階施設用水槽室内は、終日作業可能。

## 8 その他

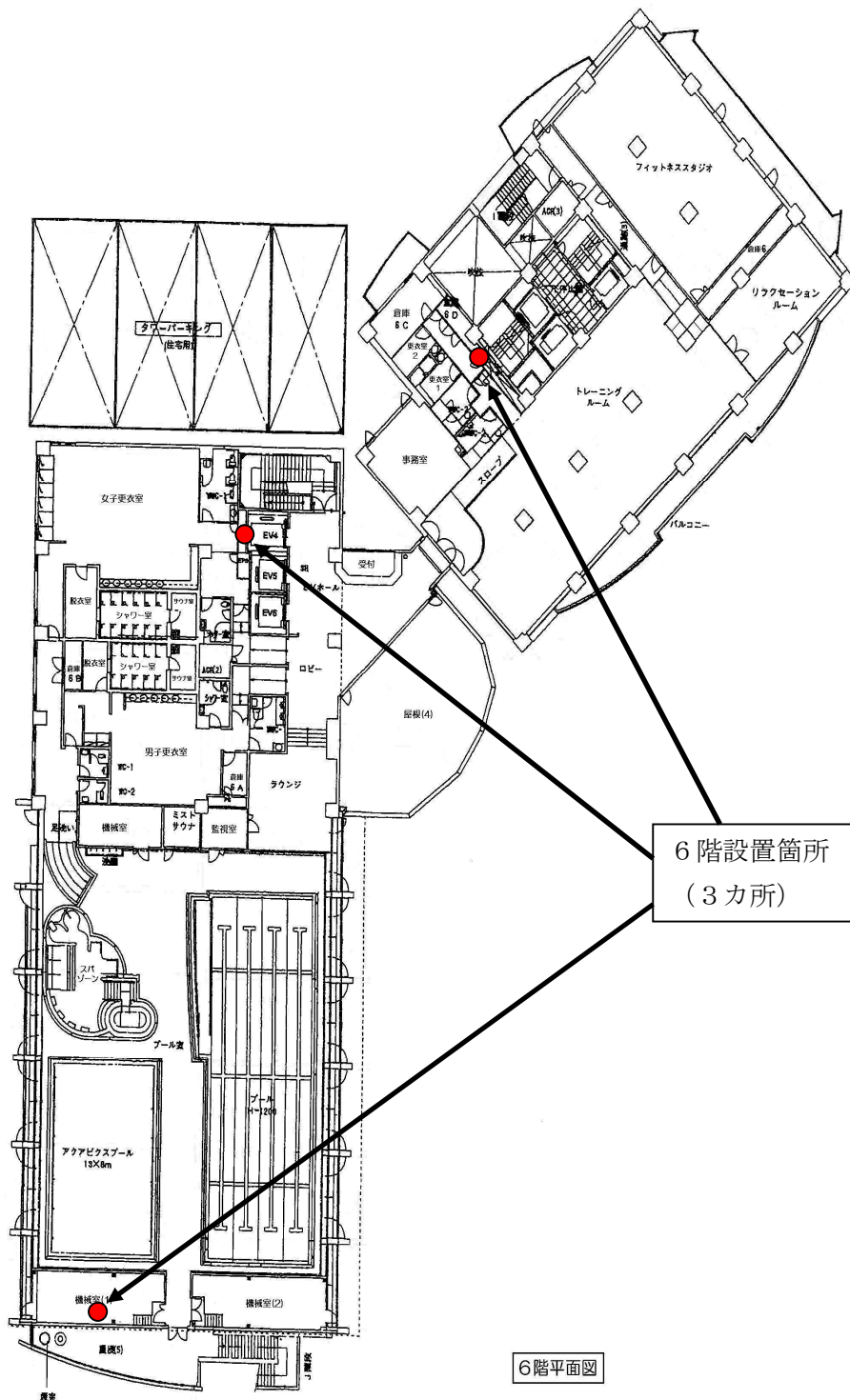
- (1) 6階健康増進センター すこやかんの利用時間は、9時30分から21時30分までで、その間は利用者があるため、立ち入りができない。
- (2) 作業工程は健康総務課と協議すること。
- (3) 請負者は修繕作業にあたって、常に事故の予防に十分注意すること。
- (4) 請負者が修繕作業中に建物及び付帯設備等を棄損したときは、直ちに発注者に連絡し、その指示に従い復旧しなければならない。
- (5) 修繕に係る費用は、すべて請負者の負担とする。
- (6) この仕様書に記載のない事項等については、両者協議の上決定するものとする。

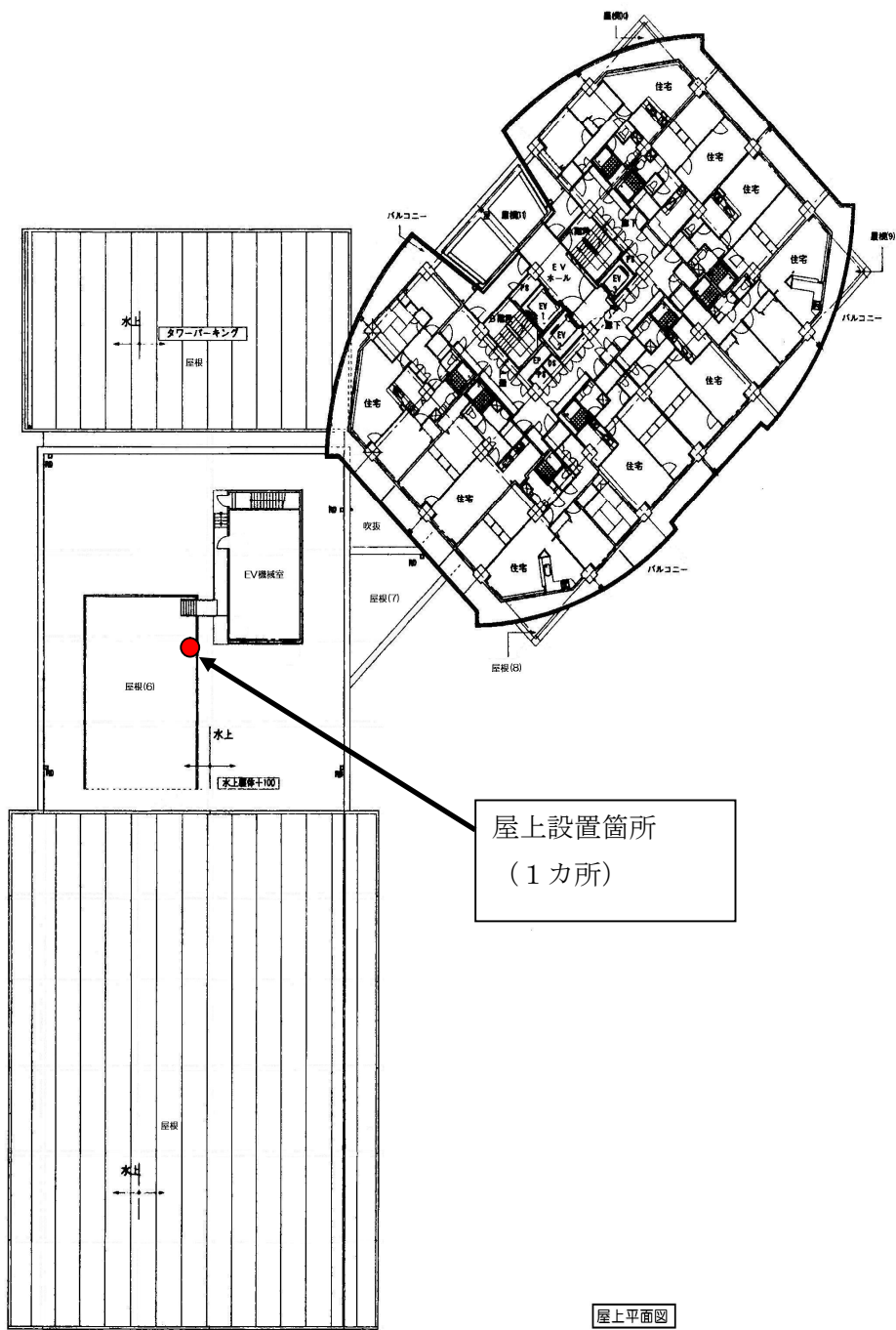




2階設置箇所  
(1カ所)

2階平面図





屋上設置箇所  
(1カ所)

屋上平面図